

秋田県シニアテニス協会規約

最終改正：令和 7 年 4 月 3 日

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は秋田県シニアテニス協会という。(以下「本会」という)

(事務局)

第 2 条 本会の事務局は会長指定のところに置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本会はテニスを通じて会員相互の親睦を深め、健康推進をはかり、併せて高齢者テニスの普及発展に努めることを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の練習会・テニス教室及び月例会等を行う。
- (2) 他団体及び他県チームとの交流試合を行う。
- (3) 全国健康福祉大会、東北大会等への選手派遣を行う。
- (4) 会員相互の親睦会及び旅行等を行う。
- (5) 前号のほかこの会の目的を達成するために必要な事業を行う。

第 3 章 会員及び会計

(会員及び入会)

第 5 条 本会はテニス愛好者で本会の趣旨に賛同する者を会員とする。

2 入会の会員資格はその年（1 月～12 月）内に男子 60 歳、女子 50 歳に達する者とする。

3 入会を希望する者は入会申込書を提出すること。

(組織)

第 6 条 本会は県北、中央、県南に支部を置くことができる。

(経費)

第 7 条 本会の経費は会員の入会金 1,000 円、年会費 2,000 円（第 8 条に定める休会員は 1,000 円）寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計)

第 8 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

2 本会には幹事会の決議を経て特別会計を設けることができる。

3 本会の収支決算の余剰金が生じたときは翌年度に繰り越しするものとする。但し総会の承認を経てその全部もしくは一部を特別会計に繰り入れることができる。

4 年会費の納入期限は毎年 7 月末とする。なお納入期限までに納入されない場合は退会扱いとする。但し特別の事由があり休会を申し出た場合はこの限りではない。

第4章 役員

(役員)

第9条 本会は次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 若干名 (各支部代表を含む)
 - (3) 理事 若干名 (理事長1名 副理事長1名 常任理事 若干名含む)
 - (4) 監事 2名
- 2 理事及び監事は相互に兼ねることはできない。

(会長及び副会長)

第10条 会長及び副会長は総会で選出する。

- 2 会長は本会を代表して会務を総括する。
- 3 副会長は会長を補佐し会長不在のときはその職務を代行する。

(理事)

第11条 理事は総会において選出する。

- 2 理事は本会の運営及び事業に関する事項を協議し会務を執行する。

(理事長及び副理事長)

第12条 理事長及び副理事長は理事の互選により会長が任命する。

- 2 理事長は会長の命により理事会を統括し会務を執行する。
- 3 副理事長は理事長を補佐し理事長不在のときは、その職務を代行する。

(常任理事)

第13条 本会の会務を処理するために必要な常任理事を置く。

- 2 常任理事は理事の中から理事会において互選し会長が委嘱する。
- 3 常任理事会は理事長が招集する。

(監事)

第14条 監事は総会で選出する。

- 2 監事は本会の会務及び会計について監査する。

(役員の任期)

第15条 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

- 2 欠員又は増員による役員の任期は前任者又は現任者の残任期間とする。

(名誉会長・顧問及び相談役)

第16条 本会には名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 名誉会長・顧問及び相談役若干名は会長が委嘱する。
- 3 名誉会長・顧問及び相談役は会長の諮問に応じる。
- 4 名誉会長・顧問及び相談役は第15条第1項の規定を準用する。

第5章 総会

(成立および協議事項)

第17条 総会は会員の3分の2以上の出席（委任状を含む）を得て成立し次の事項を協議するものとする。

- (1) 規約改正
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 事業計画及び収支決算の決定
- (4) その他本会の運営に必要な決定事項

- 2 本会の総会は年1回4月に開催する。

- 3 総会は会長が招集する。会長は遅滞なく総会を招集しなければならない。
要請のあったときは、会長は遅滞なく総会を招集しなければならない。
- 4 総会の議長は会長とし、会長に事故あるときは副会長が代行する。

第6章 理 事 会

(招集等)

第18条 理事会は会長、副会長、理事をもって構成し、「17条3項・4項」を準用する。

この場合においては「総会」及び「会員」とあるものは「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

- 2 審議事項は出席者の3分の2以上の同意を得て決する。
- 3 理事会の議長は会長とする。

(理事会への出席)

第19条 監事は会長の要請により理事会に出席して意見を述べることができる。

第7章 補 足

(会長選任理事)

第20条 会長は必要に応じて会員の中から理事を選任することができる。

(事務局)

第21条 事務局長及び会計は常任理事の中から理事長が指名する。

2 事務局に次の書類を備えつける。

- (1) 規約および議事録
- (2) 会員名簿及び役員名簿
- (3) 会計関係書類及び帳簿
- (4) 庶務関係書類
- (5) その他必要と認められるもの。

(慶弔)

第22条 会員が死亡した時は、電報により弔意を表す。

(附 則)

- 1 この規約は、昭和63年9月18日から施行する。
- 2 一部改正
平成 3年 4月 15日
平成 6年 4月 1日 (シルバー → シニア)
平成 9年 4月 7日 (常任幹事会、副幹事長)
平成11年 4月 5日 (同好会 → 協会)
平成12年 4月 3日 (慶弔規定)
平成13年 4月 9日 (終身会員)
平成14年 4月 4日 (女子55歳 → 50歳)
平成15年 4月 3日 (支部長 → 支部代表)
平成16年 4月 2日 (慶弔規定 → 一部削除)
平成22年 4月 8日 (年会費未納者の取り扱い)
平成24年 4月 5日 (幹事→理事、入会金制度及び休会者の会費一部徴集)
令和 2年 4月 9日 (慶弔規定)
令和 7年 4月 3日 (80歳以上の会員優遇措置の廃止・施行日令和8年
4月1日)

